特別障害者手当のご案内

身体または精神（知的を含む）に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅の 20 歳以上の方に支給される手当です。

１　対象となる方

下記の①～③のすべてに当てはまる方

①20 歳以上の方

②在宅の方（グループホーム、サービス付き高齢者住宅等を含みます）

③著しく重度の障がいがある方で、下記の３認定基準のいずれかに当てはまる方

※ただし、次のいずれかに当てはまる場合は、手当は支給されません。

・障害者支援施設、特別養護老人ホーム等に入所しているとき

・病院、診療所、老人保健施設に３ヶ月を超えて入院しているとき

・障がい者本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が政令で定める限定額以上であるとき

２　手続きの流れ

①必要書類を提出します。

・認定請求書

・診断書　（障がいによって書類が異なります）

・所得状況届

・個人番号（マイナンバー）のわかるもの及び身分証明書

・障害者手帳（お持ちの方のみ）

・障がい者本人の非課税年金の受給額がわかるもの（預金通帳、振込通知書等）の写し（受給されている方のみ）

・ご本人名義の預金通帳

②担当課で審査（障がい審査及び所得審査）後、結果を通知されます。

③認定されると、申請された翌月分から手当が支給されます。

・手当は、年４回（２月、５月、８月、11 月）、３ヶ月分ずつ申請された口座に振り込まれます。

●再認定：医師の診断書等により手当の受給が有期認定（期限付きの認定）である方は、期限内に再度認定を受ける必要があります。

●現況届：毎年８月 12 日～９月 11 日の間（休日により変更あり）に、現況届の手続きが必要です。

●その他の提出：受給資格の喪失（施設等に入所された場合や、医療機関に３ヶ月を超えて入院された場合、受給者本人が死亡した場合等）や氏名・住所・口座の変更があった場合は、届出が必要です。

３　認定基準

（１）【政令別表第２】に示す１～７までの障がいが２つ以上ある方

（２）【政令別表第２】の障がいが１つあり、かつ異なる障がいで【政令次表】の障がいが２つ以上ある方

【政令別表第２】

1 視覚	①両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ②一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下（※１）のもの ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ/２視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2 聴覚	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3 上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4 下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5 体幹	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6 その他	１～５号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態にあって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7 精神	精神の障害であって、１～６号と同程度以上と認められる程度のもの

※１手動弁以下とは、「手動弁（眼前に提示した手のひらを上下左右に動かし、動きの方向を弁別できる能力」、「光覚弁（暗室にて眼前で照明を点滅させ明暗が弁別できる視力」、及び「全盲（光覚弁がない状態、視力０」をいいます。

【政令次表】

1	①両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ②一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ/２視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	１～９に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が１～９と同程度以上と認められる状態にあって、日常生活に著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、１～10 と同程度以上と認められる程度のもの

（３）【政令別表第２】に示す３～５のいずれかに該当し、【日常生活動作評価表】の合計点数が 10 点以上となる方

【日常生活動作評価表】

動作	０点	１点	２点
タオルを絞る	ひとりでできる	ひとりでできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
とじひもを結ぶ	５秒以内にできる	10 秒以内にできる	10 秒ではできない
かぶりシャツを着て脱ぐ	30 秒以内にできる	１分以内にできる	１分ではできない
ワイシャツのボタンを止める	30 秒以内にできる	１分以内にできる	１分ではできない
座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）	ひとりでできる	ひとりでできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
立ち上がる	ひとりでできる	ひとりでできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
片足でたつ	ひとりでできる	ひとりでできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
階段の昇降	ひとりでできる	ひとりでできてもうまくできない	ひとりでは全くできない

（４）障害児福祉手当における内部障がいまたはその他の障がい（政令別表第１に示す８）のある方で、日常生活上絶対安静の状態にある方

【政令別表第１の８抜粋】

１～７号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が１～７号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁じることを不能ならしめる程度のもの

（５）障害児福祉手当における精神の障がい（政令別表第１に示す９）のある方で、【日常生活能力判定表】が 14 点以上の方

【政令別表第１の９抜粋】

精神の障害であって、１～８号と同程度以上と認められる程度のもの

【日常生活能力判定表】

動作及び行動の種類	０点	１点	２点
食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

４ 支給額

３０，４５０円／月（令和８年４月現在）

５　所得制限について

受給資格者の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときは、手当は支給されません。

扶養親族等の数	受給資格者本人		受給資格者の配偶者及び扶養義務者	
	所得額（※１）	参考（※２）収入額の目安	所得額（※１）	参考（※２）収入額の目安
0	3,758,000	5,372,000	6,287,000	8,319,000
1	4,138,000	5,848,000	6,536,000	8,586,000
2	4,518,000	6,324,000	6,749,000	8,799,000
3	4,898,000	6,776,000	6,962,000	9,012,000
4	5,278,000	7,198,000	7,175,000	9,225,000
5	5,658,000	7,620,000	7,388,000	9,438,000

＊１　所得額は、地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額です。

＊２　ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額です。

問い合わせ先・申請受付窓口
〒669-3602
兵庫県丹波市氷上町常楽 211 番地　丹波市役所本庁第２庁舎
福祉部 障がい福祉課 TEL：０７９５－８８－５２６２